

一般社団法人長野県薬剤師会会費規程

平成 24 年 6 月 17 日 制定
平成 26 年 3 月 23 日 一部改正
平成 27 年 3 月 22 日 一部改正
平成 28 年 3 月 20 日 一部改正
平成 31 年 3 月 24 日 一部改正
令和 2 年 3 月 22 日 一部改正

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人長野県薬剤師会(以下「本会」という。)定款第 8 条第 4 項に基づき、正会員及び賛助会員並びに特別会員の会費等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会費の種類)

第 2 条 会費は一般会費及び薬局会費の 2 種とする。

2 一般会費は、正会員会費、賛助会員会費、特別会員会費とする。

3 薬局会費は、本会 A 会員が所属する保険薬局(以下「会員保険薬局」という。)が負担し、開設者又は管理薬剤師の責任において納入するものとする。

(会費等の額)

第 3 条 種別毎の会費及び負担金等の額は、総会の決議を経て定める。

2 満 80 歳を超えた正会員の一般会費は免除することができる。

3 名誉会員については、一般会費を要しない。

4 入会金は一時金とする。

5 一般会費は年額とする。各会費の額は別表のとおりとする。

6 薬局会費は月額とする。会費額については別表の算出方法により決定をする。

7 会員保険薬局は薬局会費の算定根拠となる保険調剤実績表を毎年 3 月末日までに本会に提出しなければならない。ただし、地域薬剤師会がそれを取り纏め保険調剤実績集計表として本会へ提出することができる。

8 日本薬剤師会の会費、その他同会に対する拠出金は同会の定款及び会費規程により別にこれを徴収する。

(納期及び徴収)

第 4 条 一般会費は、地域薬剤師会がその所属会員よりこれを徴収し、定められた期間に取りまとめて本会に納付するものとする。

2 定められた期間に納入された一般会費に対しては、地域薬剤師会に手数料を交付することができる。

3 会員保険薬局の開設者又は管理薬剤師は、薬局会費を、定められた期間内に本会に直接納付するものとする。

(入会及び退会の時期による会費)

第 5 条 会計年度の 4 月 1 日から 9 月 30 日までに入会した会員の一般会費は、その年度の全額とし、10 月 1 日以後に入会した会員の一般会費は、その年度の年額の 2 分の 1 額とする。

2 新規開設した会員保険薬局の薬局会費は、別表 [2] 薬局会費 (註 1) (2) のとおりとし、休止及び廃止、退会等に至った時は、その該当月をもって徴収を取り止めるものとする。ただし、休止から再開した場合は、新規開設と同じ扱いとする。

3 既納入の会費は、返還しない。

(督促)

第 6 条 会長の指定する納付期日を超えても納付されない場合は、納付期限を付して催告する。

2 納付期日からの延滞期間については、延滞割増金を徴収することができる。

(会員資格の喪失)

第 7 条 督促通知にも係わらず、会費の納入を 1 年以上滞納した場合、定款第 11 条第 1 項により会員資格を喪失する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、総会の決議により行う。

(補則)

第9条 この規程の施行に際し、必要な事項は会長が別に定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

別 表

[1] 一般会費

会員別 区 分	正 会 員			賛 助 会 員	特 別 会 員
	A 会 員		B 会 員		
会 費 区 分	A-1 会 費	A-2 会 費	B 会 費	賛助会費	特別会費
入 会 金	3,000 円	3,000 円	3,000 円	3,000 円	—
会 費	37,000 円	19,000 円	19,000 円	55,000 円	—

註 1 前記正会員中 A・B の区分は次による。

- (1) A 会員とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律上、薬局等（薬局、製造業の製造所、製造販売業の事業所、医薬品の販売業の店舗）を管理する者をいう。

A 会員中、薬局及び医薬品の販売業（ただし、卸売販売業を除く。）に従事する管理薬剤師は、A-1 会費を負担し、その他の A 会員は A-2 会費を負担する。

- (2) B 会員とは、A 会員以外の者をいう。

2 入会金は一時金とする。

3 会費は年額とする。

4 満 80 才を超えた会員の会費は免除することができる。

5 日本薬剤師会の会費、その他同会に対する拠出金は同会の定款及び会費規程により別にこれを徴収する。

[2] 薬局会費

会費額 薬局に必要な保険薬剤師数に一定額を乗じ、さらに、処方せん応需枚数に応じた賦課率を乗じた金額。

(註 1) 薬局に必要な保険薬剤師数とは、1 日の平均処方せん応需枚数を 30 で除して切り上げた整数とする。

(1) 1 日平均応需枚数は、前年 2 月から当年 1 月までの 1 年間の月平均枚数を 20（開局日数）で割ったものをいう。

(2) 新規開設の場合は、開局後 3 ヶ月の平均応需枚数を基準とし、入会時に遡及して納付する。

(註 2) 一定額を 4,800 円とする。

(註 3) 処方せん応需枚数に応じた賦課率は、別に定めた賦課率表による。

(註 4) 会費額は月額とする。

(註 5) 薬局会費の納入は、開設者又は管理薬剤師が指定した金融機関からの口座自動引き落とし、あるいは、本会の指定する口座への振込みにより行う。その場合の振込手数料は開設者又は管理薬剤師の負担とする。

賦課率表

月平均処方せん応需枚数	賦課率
0 ~ 200	0. 208
201 ~ 300	0. 297
301 ~ 400	0. 450
401 ~ 500	0. 594
501 ~ 600	0. 747
601 ~ 700	0. 450
701 ~ 800	0. 522
801 ~ 900	0. 594
901 ~ 1, 000	0. 675
1, 001 ~ 1, 100	0. 747
1, 101 ~ 1, 200	0. 810
1, 201 ~ 1, 400	0. 594
1, 401 ~ 1, 600	0. 693
1, 601 ~ 1, 800	0. 792
1, 801 ~ 2, 000	0. 675
2, 001 ~ 2, 200	0. 747
2, 201 ~ 2, 400	0. 819
2, 401 ~ 2, 600	0. 720
2, 601 ~ 2, 800	0. 774
2, 801 ~ 3, 000	0. 828
3, 001 ~ 3, 300	0. 747
3, 301 ~ 3, 600	0. 819
3, 601 ~ 3, 900	0. 765
3, 901 ~ 4, 200	0. 828
4, 201 ~ 4, 500	0. 783
4, 501 ~ 4, 800	0. 837
4, 801 ~ 5, 100	0. 792
5, 101 ~ 5, 400	0. 846
5, 401 ~ 5, 700	0. 801
5, 701 ~ 6, 000	0. 855
6, 001 ~ 6, 300	0. 810
6, 301 ~ 6, 600	0. 855
6, 601 ~ 6, 900	0. 819
6, 901 ~ 7, 200	0. 855
7, 201 ~ 7, 500	0. 828
7, 501 ~ 7, 800	0. 864
7, 801 ~ 8, 100	0. 828
8, 101 ~ 8, 400	0. 864
8, 401 ~ 8, 700	0. 837
8, 701 ~ 9, 000	0. 864
9, 001 ~ 9, 300	0. 837
9, 301 ~ 9, 600	0. 864
9, 601 ~ 9, 900	0. 846
9, 901 ~ 10, 200	0. 873